

野焼きの禁止

廃棄物処理法により、一定の例外を除いて廃棄物の焼却(野焼き)は禁止されています。

野焼きによって、毒性の強いダイオキシンが大気中に排出され、環境や人体に悪影響を及ぼしたり、焼却に伴って発生するばい煙や悪臭で地域の生活環境に支障が生じたりする恐れがありますので、野焼きをしないでください。



例外規定

焼却することが公益上、もしくは社会の習慣上真にやむを得ない場合、または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微な場合に限られます。

- 1 国または地方公共団体が、その施設の管理を行うために必要な焼却
- 2 震災、風水害、火災、凍霜、その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - 火災予防訓練のための焼却など
- 3 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - とんど焼きなど、地域の行事における門松・しめ縄などの焼却
- 4 農業、林業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - 農業者が行う稲わらなどの焼却(肥料袋などの廃ビニールなどは含みません)
 - 農地の土手やあぜの草を刈らずに焼却する「あぜ焼き」は、やむを得ない理由が必要ですし、火災の管理ができずに火災につながるが多いため、極力控えてください。
 - 農業を営むために農業者が畑の肥料となる焼灰を作る目的での灰屋での焼却は、例外規定に含まれますが、灰屋で家庭ごみを焼却することは禁じられています。
- 5 たき火など、日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で軽微なもの
 - たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の薪などの焼却



例外規定の場合でも迷惑行為にならないように

- 例外規定の場合でも焼却行為による煙などにより、健康被害や洗濯物への影響など周辺住民の迷惑となる場合がありますので、自治会や周辺住民などの理解を得るようにしてください。
- 燃やすものをよく乾燥させ、小分けにし、風向きや時間帯を考慮してください。